

介護老人保健施設 万年青苑

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書

2024（令和6）年4月1日現在

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、介護保険法に関する基準省令に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

- (1) 事業所の名称 医療法人 輝山会
- (2) 主たる事務所の所在地 長野県飯田市毛賀1707番地
- (3) 法人種別 医療法人
- (4) 代表者の氏名 理事長 土屋 公威
- (5) 電話番号 0265-26-8111

2. ご利用施設

- (1) 施設の名称 介護老人保健施設 「万年青苑」 (おもとえん)
- (2) 施設の所在地 長野県飯田市毛賀1707番地
- (3) 都道府県知事許可番号 2050580030
- (4) 管理者の氏名 露久保 辰夫
- (5) 電話番号 0265-26-6866
- (6) FAX番号 0265-26-8172

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定	
	指 定 年 月 日	指 定 番 号
介護老人保健施設（施設入所）	2003(平成15)年11月28日	2050580030
通所リハビリテーション	2003(平成15)年11月28日	2050580030
介護予防通所リハビリテーション	2006(平成18)年4月1日	2050580030
訪問リハビリテーション	2003(平成15)年12月1日	2050580030
介護予防訪問リハビリテーション	2006(平成18)年4月1日	2050580030

4. 施設の目的と運営方針

(1) 施設の目的

介護老人保健施設「万年青苑」は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、その利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(2) 運営の方針

施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めます。また、施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

市町村、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。当施設の利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション及び介護サービスを提供することにより、利用者の心身の維持回復を図る様努めます。

5. 施設の概要

介護老人保健施設 「 万 年 青 苑 」

敷 地	5, 174. 40 m ²	
建 物	構 造	鉄骨造 地上8階建の内の3階及び4階
	延 床 面 積	3, 295. 28 m ²
	利 用 定 員	100名

(1) 居 室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	8室	13. 86 m ²	13. 86 m ²
4人部屋	23室	34. 86 m ²	8. 13 m ²

(2) 主な設備

設 備 の 種 類	数	面 積	1人あたり面積
療 養 室	31	936. 85 m ²	8. 72 m ²
診 察 室	1	5. 64 m ²	
機 能 訓 練 室	2	215. 24 m ²	
談 話 室	2	158. 41 m ²	
食 堂	2	219. 70 m ²	
一 般 浴 室	1	89. 60 m ²	
機 械 浴 室	特殊浴槽 1台	74. 93 m ²	
レクリエーションルーム	1	17. 60 m ²	
理 美 容 室	1	7. 12 m ²	
便 所	6	190. 63 m ²	
サービスステーション	2	73. 64 m ²	
調 理 室	1	10. 64 m ²	
洗 濯 室	2	11. 26 m ²	
汚 物 処 理 室	2	43. 80 m ²	

6. 従業員体制

- ・介護保健施設サービス費 I (i) 及び I (iii) の人員体制をとっています。
(利用者の数に対して看護・介護職員の配置が3 : 1以上)
- ・夜勤職員配置加算の人員体制をとっています。
(夜間の安全を確保するために通常よりも従業員を多く配置しています。)
- ・サービス提供体制加算の人員体制をとっています。
(利用者へのサービス提供を充実させる為、専門の資格を持った従業員、又は規定の勤続年数を有する従業員もしくは規定数の常勤職員を配置しています。)

従業員の職種	員 数
管理者	1
医師	1
薬剤師	1
看護職員	9以上
介護職員	25以上
支援相談員	1以上
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	5以上
管理栄養士	1以上
介護支援専門員	1以上
調理員	実情に応じた適当数(兼務)
事務員	実情に応じた適当数(兼務)
その他の従業員	実情に応じた適当数(兼務)

※従業員体制及び利用者の状況に応じ、別紙の通り、加算をさせて頂く事があります。それらについては、利用者・ご家族に必要なに応じ説明をさせて頂きます。又、プランも提示させて頂きます。

※秘密の保持及び個人情報の保護について

当施設と従業員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は利用者代理人等に関する個人情報の利用目的を別に定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ②居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

※前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

7. 従業員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休日数
管理者	8：30～17：30	月9日
医師	8：30～17：30	月9日
薬剤師	9：00～18：00	月9日
看護職員	早番（7：30～16：30） 日勤（8：30～17：30） 遅番（10：00～19：00） 夜勤（17：00～9：00）	月9日
介護職員	早番（7：30～16：30） 日勤（8：30～17：30） 遅番（10：00～19：00） 夜勤（17：00～9：00）	月9日
支援相談員	8：30～17：30	月9日
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	8：30～17：30	月9日
管理栄養士	9：00～18：00	月9日
介護支援専門員	8：30～17：30	月9日
事務員	9：00～18：00	月9日
その他の従業員	実情に応じた時間にて勤務	月9日

8. サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

（1）介護保険給付によるサービス

サービスの種類	内 容	利 用 料
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事はできるだけ離床して食堂で食べて頂けるように配慮します。 <p style="text-align: center;">（ 食事時間 ）</p> <p style="text-align: center;">朝食 8時～ 8時30分</p> <p style="text-align: center;">昼食 12時～12時30分</p> <p style="text-align: center;">夕食 18時～18時30分</p>	<p>利用者負担金説明書をご覧ください。</p> <p>※高額介護サービス費として1割負担の合計が一定の上限額を超えた分の一部が申請により払い戻される制度がありますのでお尋ねください。</p>
口腔衛生の管理	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。 	
排せつの介助	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。 おむつ等使用する方に対しては、清潔な状態が保てるように必要に応じて交換を行います。 	
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> 週2回以上の入浴または清拭を行います。 お体の状態に合わせた適切な入浴をして頂くようになります。 入浴をして頂くにあたり体調には十分配慮します。 	
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のためできる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は必要に応じて交換し清潔を保ちます。 	
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。 	
医療・看護	<ul style="list-style-type: none"> 病状に合わせた医療・看護を提供します。 医師による定期診察を行います。 又、必要に応じ適宜診察します。 <p>ただし、当施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については、協力医療機関での治療となります。病状に応じ医師の判断で他の病院を紹介する場合があります。</p>	
送迎	<ul style="list-style-type: none"> 身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は送迎車で入退所の送迎を行います。 	

※ 身体拘束について

施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。また、やむを得ず身体拘束を行う場合は別途定める身体拘束廃止マニュアルに沿って行います。

※ 感染症対策について

施設は、感染症対策委員会を設置し、施設内で起こりうる感染症に対し適切な対応を取れるよう感染症対策のマニュアルを作成しています。

※介護事故防止について

施設は、安全管理対策委員会を設置し、介護事故防止安全管理体制を整えています。

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内 容	利 用 料
特別な居室利用	・ 1 人部屋の居室を、利用者ご希望に応じて提供します。	利用者負担金説明書をご覧ください。
理美容サービス	・ 毎月曜日、理髪店の出張による理容サービスをご利用頂けます。 ・ 毎水・木・金曜日、美容室の出張による理美容サービスをご利用頂けます。	
レクリエーション行事	・ 当施設では、別添パンフレット記載の施設行事計画にそってレクリエーション行事を企画します。	実 費
その他の施設	・ 日用品の購入施設として売店があります。 営業時間 は 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 です。	

※利用者が短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用をキャンセルする時は、利用日の 1 週間前以降に連絡があった際は、1 日につき 1, 5 0 0 円のキャンセル料を請求する場合があります。

※その他、日常生活に必要な物品（ただしおむつを除きます）につきましては、利用者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。

※医療について

当施設の医師が対応できる医療・看護につきましては短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に含まれておりますが、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応できない処置や手術、及び病状の著しい変化に対する医療につきましては協力医療機関にて対応します。又、医師の判断により、他医療機関を紹介する場合があります。

その場合医療保険適用により別途自己負担をして頂くことになります。

9. 苦情等申立窓口

(1) 当施設サービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設苦情相談受付窓口 担当者 支援相談員 梅村浩正 又は医療福祉相談室（輝山会記念病院内）までお気軽にご相談下さい。また、当施設及び併設輝山会記念病院外来に設置しているご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査改善をさせていただきます。

(2) その他の窓口

市町村介護保険係

南信州広域連合介護保険係 電話 53-6088

長野県国民健康保険団体連合会介護保険課 電話 026-238-1555

長野県運営適正化委員会 電話 026-226-2035 (長野県社会福祉協議内)

10. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人輝山会 輝山会記念病院
院長名	露久保 辰夫
所在地	飯田市毛賀1707番地
電話番号	0265-26-8111
診療科目	内科、外科、腎臓内科（人工透析）、腎臓外科（臓器移植） 人工透析外科、泌尿器科、リハビリテーション科、呼吸器内科・ 外科、頸部・胸部外科、乳腺外科、内視鏡内科・外科、胃腸内科、 食道・胃腸・大腸・肛門外科、循環器内科、肝臓・胆のう・膵臓外科、 腫瘍内科・外科、糖尿病・内分泌内科 整形外科、ペインクリニック内科・外科、眼科、婦人科、皮膚科、 アレルギー科、放射線科、救急科
入院設備	一般病棟52床 回復期リハビリテーション病棟100床 療養病棟47床

11. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 片桐歯科クリニック
院長名	片桐 信親
所在地	飯田市駄科719番地6
電話番号	0265-26-9999
入院設備	なし

12. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「医療法人輝山会 消防計画」に準じ対応を行います。
近隣との協力関係	・地元自治会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	・別途定める「医療法人輝山会 消防計画」に準じ年2回昼間及び夜間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防火設備	・スプリンクラー ・避難階段 ・自動火災報知器 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知器 ・防火扉・シャッター ・屋内消火栓 ・非常通報装置 ・漏電火災報知器 ・非常用電源 ・カーテン布団等は、防火性能のあるものを使用しております。
消防計画等	・飯田消防署への届け出 2009(平成21)年1月29日 ・防火管理者 原 浩昭・山田茂樹

1 3. 当施設ご利用の際にご留意頂く事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> ・面会時間 14時～17時 ・来訪者は面会時間を遵守し、出来るだけ面会記録用紙にお名前をご記入し、ポストの中にお入れ下さいますようご協力下さい。お名前は外部に提供させて頂く事はありません。 ・来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。 ・生モノのお持ち込みはご遠慮ください。 ・来訪の際、従業員へのお心遣いは固くお断りいたします。 ・感染症等の流行により面会制限をさせて頂く場合もあります。
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> ・外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を従業員に申し出てください。又、その旨、届け出用紙に記入頂きます様お願い致します。
居室設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 ・これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂くことがあります。
喫煙・飲酒	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内は禁煙です。 決められた場所以外での喫煙は固くお断りします。 ・飲酒については医師の許可を得て頂きます。
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音等の他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また必要以上に他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
現金・貴重品等の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内への現金及び貴重品の持ち込みはご遠慮ください。 ・施設内でのお見舞い金の受取は、ご遠慮願います。 ・現金・貴重品等の管理はいたしかねます。又、紛失・破損等に関しても当施設は、責任を負いかねます。
宗教活動・政治活動	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

1 4. 虐待防止の対応

虐待防止責任者	管理者 露久保 辰夫
組織体制	施設内に虐待防止委員会を置き、毎月1回開催
従業員への研修	虐待防止に関する従業員向けの研修を新規採用時及び年2回以上実施
虐待又は虐待が疑われる事案への対応	発見者は速やかに管理者へ連絡し、管理者は事実確認をし、必要と認められる場合は、関係機関へ通報をする場合もあります

1 5. 業務継続計画の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- ・従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	飯田市毛賀1707番地
	法人名	医療法人 輝山会
	代表者	土屋 公威 印
	施設名	介護老人保健施設 「万年青苑」
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

利用者代理人	住所	
	氏名	印
	利用者との関係	

(付則)この規定は 2003(平成15)年11月 1日から施行する。
(付則)この規定は 2007(平成19)年 4月 1日一部改訂する。
(付則)この規定は 2007(平成19)年 7月 1日一部改訂する。
(付則)この規定は 2007(平成19)年10月 1日一部改訂する。
(付則)この規定は 2008(平成20)年 3月 1日一部改訂する。
(付則)この規定は 2009(平成21)年 1月29日一部改訂する。
(付則)この規定は 2009(平成21)年 4月 1日一部改訂する。
(付則)この規定は 2009(平成21)年 4月 1日一部改訂する。
(付則)この規定は 2012(平成24)年 7月 1日一部改訂する。
(付則)この規定は 2014(平成26)年 4月 1日一部改訂する。
(付則)この規定は 2015(平成27)年 4月 1日一部改訂する。
(付則)この規定は 2015(平成27)年 8月 1日一部改訂する。
(付則)この規定は 2015(平成27)年 9月 1日一部改訂する。
(付則)この規定は 2016(平成28)年 4月 1日一部改訂する。
(付則)この規定は 2017(平成29)年 1月 1日一部改訂する。
(付則)この規定は 2019(平成31)年 4月 1日一部改訂する。
(付則)この規定は 2021(令和 3)年 4月 1日一部改訂する。
(付則)この規定は 2022(令和 4)年 7月 1日一部改訂する。
(付則)この規定は 2024(令和 6)年 4月 1日一部改訂する。